

令和3年（才）第418号 損害賠償請求上告事件

上告人

被上告人 国

証拠説明書 17

2021（令和3）年10月19日

最高裁判第一小法廷 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 榑 原 富 士 子

他15名

甲号証	標 目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
217の 1	企業における 旧姓使用の状 況について	写し	R3.9.30	内閣府男女 共同参 画局	2021年9月30日の内閣府男女共同参画局の計画実行・監視専門調査会（第3回）での配布資料。通称使用の現状と限界。企業における旧姓使用の状況、旧姓使用を認めている範囲、旧姓使用を認めていない理由についての調査結果。旧姓使用を認めていない企業も多く、認めていても場面や範囲が限られていること。
217の 2	旧姓の通称使 用の限界に関 する指摘の例	写し	R3.9.30	内閣府男女 共同参 画局	2021年9月30日の内閣府男女共同参画局の計画実行・監視専門調査会（第3回）での配布資料。通称使用には限界があり、種々の困難事例があること。
218 の1	選択的夫婦別姓 制度の導入を求 める意見書	写し	R3.6.11	宮城県 柴田町	平成27年最大判後の事情変更。最大判後、各地の自治体の議会において、衆議院参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・

					厚生労働大臣・財務大臣らに対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が採択され続けており、同制度導入を望む民意が高まっていること。
218 の 2	選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書	写し	R3. 6. 14	埼玉県北葛飾郡松伏町	同上。
218 の 3	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書	写し	R3. 6. 15	福島県福島市	同上。
218 の 4	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	写し	R3. 6. 15	高知県大月町	同上。
218 の 5	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	写し	R3. 6. 16	岡山県和気郡和気町	同上。
218 の 6	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	写し	R3. 6. 18	高知県安田町	同上。
218 の 7	選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書	写し	R3. 6. 21	鹿児島県垂水市	同上。
218 の 8	選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書	写し	R3. 6. 22	岩手県奥州市	同上。 通称使用の拡大は解決策にならないこと。
218 の 9	夫婦同姓も別姓も選べる選択的夫婦別姓制度導入にむけ、民法の早期改正を求める意見書	写し	R3. 6. 23	千葉県四街道市	平成 27 年最大判後の事情変更。最大判後、各地の自治体の議会において、衆議院参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・厚生労働大臣・財務大臣らに対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が採択され続けており、同制度導入を望む民意が高まっていること。
218 の 10	選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書	写し	R3. 6. 24	長野県千曲市	同上。

218 の 11	選択的夫婦別姓 制度の法制化に ついて深い議論 を求める意見書	写し	R3. 6. 25	京都府 亀岡市	同上。
218 の 12	選択的夫婦別姓 を実現するた め、早期に民法 を改正すること を求める意見書	写し	R3. 6. 25	北海道 北広島市	同上。
218 の 13	選択的夫婦別姓 制度の導入を求 める意見書	写し	R3. 6. 30	岡山県 赤磐市	同上。
218 の 14	選択的夫婦別姓 制度の法制化を 求める意見書	写し	R3. 6. 30	岡山県 備前市	同上。
218 の 15	選択的夫婦別姓 制度導入を求め る意見書	写し	R3. 6. 30	兵庫県 豊岡市	同上。
218 の 16	選択的夫婦別姓 制度の導入を求 める意見書	写し	R3. 6. 30	高知県 宿毛市	同上。
218 の 17	選択的夫婦別姓 制度の導入に向 けた国会審議の 推進を求める意 見書	写し	R3. 7. 2	埼玉県	同上。
218 の 18	選択的夫婦別姓 制度の議論の活 性化を求める意 見書	写し	R3. 7. 2	北海道	同上。
218 の 19	選択的夫婦別姓 制度について法 制化を求める意 見書	写し	R3. 7. 13	岩手県 釜石市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。
218 の 20	選択的夫婦別姓 制度の法制化を 求める意見書	写し	R3. 7. 14	岡山県 瀬戸内市	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて

					おり，同制度導入を望む民意が高まっていること。
218 の 21	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める要望意見書	写し	R3. 9. 9	北海道 苫小牧市	同上。 通称使用の拡大は解決策にならないこと。
218 の 22	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 9	北海道 歌志内市	同上。
218 の 23	選択的夫婦別姓 制度について法 制化を求める意 見書	写し	R3. 9. 10	岩手県 金ヶ崎町	同上。
218 の 24	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 15	北海道森町	同上。
218 の 25	選択的夫婦別姓 制度の法制化を 求める意見書	写し	R3. 9. 15	北海道 更別村	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後，各地の自治体の議会に おいて，衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり，同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 26	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 16	奈良県 大和高田市	同上。 通称使用の拡大は解決策にならないこと。
218 の 27	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 16	北海道 留萌市	同上。
218 の 28	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 17	奈良県 大和郡山市	同上。

218 の 29	選択的夫婦別姓 制度の議論の活 性化を求める意 見書	写し	R3. 9. 17	北海道 新得町	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 30	選択的夫婦別姓 制度の法制化を 求める意見書	写し	R3. 9. 17	北海道中川 郡池田町	同上。
218 の 31	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 21	千葉県 佐倉市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。
218 の 32	選択的夫婦別氏 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 21	埼玉県 春日部市	同上。
218 の 33	選択的夫婦別姓 制度の法制度に ついての議論を 求める意見書	写し	R3. 9. 21	大阪府 寝屋川市	同上。
218 の 34	選択的夫婦別姓 制度の議論の活 性化を求める意 見書	写し	R3. 9. 22	北海道 富良野市	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 35	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 22	山形県 鶴岡市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。
218 の 36	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 22	京都府 八幡市	同上。

218 の 37	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 22	滋賀県 甲賀市	同上。
218 の 38	選択的夫婦別姓 制度の法制化に ついて議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 22	長野県埴科 郡坂城町	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 39	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 22	群馬県 安中市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。
218 の 40	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 24	北海道 芦別市	同上。
218 の 41	選択的夫婦別姓 制度の法制化を 進める意見書	写し	R3. 9. 24	岡山県 高梁市	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 42	選択的夫婦別姓 制度についての 審議を求める意 見書	写し	R3. 9. 24	石川県 野々市市	同上。
218 の 43	選択的夫婦別姓 制度の導入に向 けての議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	愛知県 江南市	同上。
218 の 44	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	青森県 青森市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。

218 の 45	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	愛知県 津島市	同上
218 の 46	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	大阪府 枚方市	同上。
218 の 47	選択的夫婦別姓 制度について積 極的な議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	熊本県 熊本市	同上。
218 の 48	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた国会審議 の推進を求める 意見書	写し	R3. 9. 27	岩手県 盛岡市	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 49	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	神奈川県 座間市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。
218 の 50	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 27	大分県 別府市	同上。
218 の 51	選択的夫婦別姓 制度についての 議論を求める意 見書	写し	R3. 9. 27	栃木県 那須塩原市	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
218 の 52	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 9. 28	大阪府 藤井寺市	同上。 通称使用の拡大は解決策になら ないこと。

218の 53	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	写し	R3. 9. 28	岐阜県 可児市	平成27年最大判後の事情変更。最大判後、各地の自治体の議会において、衆議院参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・厚生労働大臣・財務大臣らに対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が採択され続けており、同制度導入を望む民意が高まっていること。
218の 54	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	写し	R3. 9. 28	北海道 伊達市	同上。
218の 55	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を行うことについての意見書	写し	R3. 9. 29	北海道 深川市	同上。
218の 56	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	写し	R3. 9. 30	静岡県 伊豆市	同上。 通称使用の拡大は解決策にならないこと。
218の 57	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	写し	R3. 10. 5	大阪府 松原市	平成27年最大判後の事情変更。最大判後、各地の自治体の議会において、衆議院参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・厚生労働大臣・財務大臣らに対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が採択され続けており、同制度導入を望む民意が高まっていること。
218の 58	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書	写し	R3. 10. 8	香川県議会	同上。
218の 59	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	写し	R3. 10. 11	大阪府 箕面市	同上。 通称使用の拡大は解決策にならないこと。
218の 60	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	写し	R3. 10. 13	佐賀県 唐津市	同上。

218 の 61	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める意見書	写し	R3. 10. 1 5	北海道 恵庭市	平成 27 年最大判後の事情変更。 最大判後、各地の自治体の議会に おいて、衆議院参議院議長・内閣 総理大臣・総務大臣・法務大臣・ 厚生労働大臣・財務大臣らに対し 選択的夫婦別姓制度の導入を求 める意見書等が採択され続けて おり、同制度導入を望む民意が高 まっていること。
219	自治体意見書 一覧表	写し	R3. 10. 1 5	上告人ら 訴訟代理人	平成 27 年最大判後、令和 3 年 10 月 15 日までに可決した自治体に よる夫婦別姓制度の法制化や審 議を求める意見書一覧。
220	「同氏合意によ る戸籍作成の区 別の合憲性」 法律時報 93 卷 9 号	写し	R3. 8	木村草太	最大決令和 3・6・23 の批評。 同氏合意カップルと合意しない カップルの区別の合理性の問題 に正面から向き合えば合理性が ないことは明らかであると批評 する。
221	「夫婦同氏制に 関する民法 750 条・戸籍法 74 条 1 号の合憲 性」法学教室 493 号	写し	R3. 10	巻美矢紀	最大決令和 3・6・23 の批評。 婚姻に合意以外の要件を課すこ とはそれが戸籍法も含めた制度 の結果であっても、制度の中核の 侵害である以上、婚姻の自由の直 接的制約として、厳格な合憲性審 査をすべき、と批評する。
222	「夫婦同氏関連 規定の合憲性」 法学教室 493 号	写し	R3. 10	石田剛	最大決令和 3・6・23 の批評。 夫と妻がそれぞれの人格的利益 を同等に共有できないという夫 婦同氏制度が平等原則との関係 で抱える構造的な問題点につい て法廷意見側からの応答はない と批評する。
223	「国際法の国内 的効力」判例時 報 93 卷 11 号	写し	R3. 10	松田浩道	最大決令和 3・6・23 の批評。 宮崎・宇賀意見が、直接適用可 能性を持たない条約について、国 際法学の知見を踏まえて「国家機 関たる行政府、立法府、司法府を 拘束する効力がある」と示した点、 女性差別撤廃委員会による勧告 を憲法 24 条 2 項違反の理由の 1

					つとして正面から位置付けた点において画期的な意義を有すると批評する。
--	--	--	--	--	------------------------------------